特装車メンテナンスニュース

小型危険物タンクローリ編

No. 27　2011・1

タンクローリの定期的点検と整備で事故・トラブルを未然に防止

タンクローリは消防法の対象機種です！

タンクローリは「消防法第14条の3の2」の規定に基づいて１年に１回以上、定期点検を行わなければならない。
またタンクローリは計量法に基づいた点検も行わなければならない。
点検を実施しないと【消防法：30万円以下・計量法：50万円以下】の罰金に処されます。
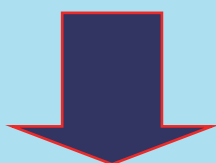
日々ダメージを受けている排出ホース・可動部

ホースリールホースひび割れ

排出ホース劣化

底弁シャフト･ハッチ錆

アウターケース摩耗･ガタ

ドライブシャフト摩耗･ガタ

小型タンクローリの荷降ろしポンプは、グリスアップ（給脂）をしないと内部のシール破損により油漏れの原因となります。ポンプの日常点検・定期点検整備をお願いします。

油漏れ例

①
ポンプ上側に「リリーフフィッティング」が２個あります。
まず、リリーフフィッティングにゴミ等の付着やグリスが劣化し固着していないか手で動くか確認しましょう。

②
一方､下側には「グリスニップル」が同じく２個あります。
手動式グリスポンプを用いて、グリスニップルからグリスをゆっくりと給脂します。

③
グリスが充満すると、上のリリーフフィッテイングからあふれ出ます。
これがグリスアップ完了のサインです。

リチウムグリスを使用してください。モリブデングリスは耐水性がなく、水で流されてしまいます。

リチウムグリス　モリブデングリス

手動式グリスポンプ使用してゆっくり給脂してください。エア式グリスポンプを使用しますと、圧力でシール等を破損させる恐れがあります。

手動式グリスポンプ　エア式グリスポンプ

★PTO 操作時の注意
■ポンプを空運転させないでください。
　積荷を排出せずにポンプだけを回転させると、内部が高温になり　「焼きつき」の原因となります。
■ポンプを過回転させないでください。
　ポンプはエンジンがアイドリング回転で使用することを条件としています。アクセルを踏んで過回転させると、回転部やシール部の破損の原因となります。

※特装車の点検は専門的な技術や設備のある各メーカー指定サービス工場にてお受け下さい。

（社）日本自動車車体工業会　特装部会　サービス委員会

タンクローリの保守点検

★消防法に基づく定期点検

- 危険物を運搬するタンクローリは、1年に1回以上の定期点検を行わなければなりません。
- この定期点検は「有資格者」が行うか、その立会いを受けて行い、その記録は3年間保存しなければなりません。
- 5年に1回以上のタンク本体からの漏れの点検(再検圧試験)を行い、その記録を10年間保存しなければなりません。

★計量法に基づく再検定

- 流量計の取り付いているタンクローリは、5年以内毎に「流量計」の再検定を受けなければなりません。

点検項目チェック
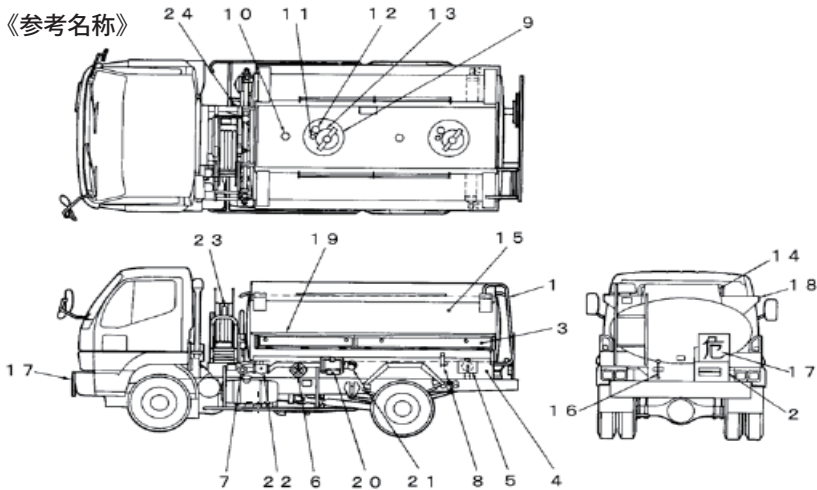
No.	名　　称
1	梯子
2	積載物表示　[危]
3	ホース格納箱
4	タンクフレームベース
5	消化器　　　[危]
6	４方切換コック
7	吸排口
8	アースリール [危]
9	マンホール　[危]
10	底弁ハンドル「危]
11	検尺　[危]　[計]
12	安全弁　　　[危]
13	注入口　　　[危]
14	防護枠　　　[危]
15	タンク　　　[危]
16	緊急レバー　[危]
17	標識　　　　[危]
18	側面枠　　　[危]
19	サイド化粧板
20	流量計　　（特別仕様）
21	ストレーナ　（特別仕様）
22	３方切換コック（特別仕様）
23	ホースリール（特別仕様）
24	銘板

タンクローリ　法定点検項目			
1	タンク本体	10	配管
2	タンクフレーム	11	弁類(底弁除く)
3	タンクの固定	12	底弁手動閉鎖装置
4	安全装置(安全弁)	13	底弁自動閉鎖装置
5	マンホール	14	アースリール
6	注入口	15	注入ホース・結合金具
7	静電気除去装置	16	表示・標識
8	防護枠・側面枠	17	ポンプ
9	底弁		

【点検例】 ＊点検項目は各メーカーの取扱説明書を参照願います。

パッキンは劣化していませんか？

油漏れはしていませんか？

安全弁は正常に作動していますか？

スクリーンの汚れ・折損はしていませんか？
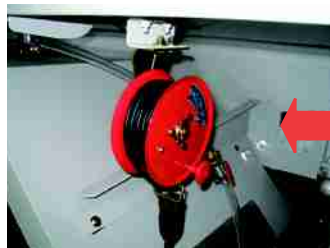
アースリール配線が断線していませんか？

アースリールの導通点検
を行っていますか？
(規定抵抗以下ですか)

「規定抵抗値」以下ですか？

《パッキン部分の点検交換時期》

年次検査・点検用ステッカー

●法規で義務付けされた点検
◎法規で義務付けられて、かつ所定の様式で記録を保存する点検
○法定点検に加えてメーカーが推奨する点検
★メーカー推奨交換

JABIA-P1104-2008

パッキン類の漏洩点検箇所	点検交換時期			
	日常点検	1年毎	3年毎	6年毎
マンホールフランジパッキン	●	◎		★
マンホール注入パッキン	●	◎	★	
検尺棒キャップパッキン	○	★		
安全弁取付パッキン	○			★
底弁コントロールシャフトグランドパッキン	●	◎・★		
底弁取付フランジパッキン	●	◎		★
底弁パッキン		○	★	
底弁開口部フランジパッキン	●	◎		★
緊急弁パッキン		○	★	
緊急弁スイングシャフトOリング	●	◎・★		
切替弁パッキン	●	◎	★	
切替弁シャフトOリング	●	◎・★		
ポンプシャフトオイルシール	○	★		
ポンプドレーンポートパッキン	●	★		
配管フランジパッキン	●			★
ホース接続口パッキン	●	◎・★		
ホースリール配管ジョイントシールゴムリング(ビクトリックジョイントシールゴムリング)	●	◎	★	

＊定期交換は、専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受け致します。

(社)日本自動車車体工業会　特装部会　サービス委員会